

様式第3号（第10条関係）

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回しらおか男女共同参画推進会議・白岡市女性政策庁内推進会議合同会議及び研修会
開催日	令和4年7月14日（木）
開催時間	午後1時30分から3時40分まで
開催場所	白岡市役所 4階 特別大会議室
会長の氏名	しらおか男女共同参画推進会議 石原 富子 白岡市女性政策庁内推進会議 市民生活部長 篠塚 淳
出席者(出席委員)の氏名・出席者数	しらおか男女共同参画推進会議委員 石原 富子、小野寺 晴美、黒須 琢也、石塚 敏雄、須永 久恵、古澤 明美、平松 幸美、鈴木 きよ子、桃井 身代子、上田 三千代、寺井 純子、江原 孝 以上 12人 白岡市女性政策庁内推進会議委員 地域振興課長 伊藤 真州、秘書広報課課長補佐 金子 敬相、総務課主幹 金子 寛之、安心安全課主査 腰塚 武朗、商工観光課主査 関根 香枝、福祉課主査 木村 真由美、保育課主幹 大久保 修一、子育て支援課主査 鈴木 陽子、高齢介護課主査 関根 啓之（代理）、健康増進課主査 鬼久保 智子、教育指導課指導主事 阿部 敏充、学び支援課主査 杉山 和徳 以上 12人
欠席者(欠席委員)の氏名・欠席者数	しらおか男女共同参画推進会議委員 佐藤 有貴 以上 1人 白岡市女性政策庁内推進会議委員 いきいき教育課主幹 鈴木 周作 以上 1人
説明員の職・氏名	地域振興課 人権担当主査 青木 一晃 地域振興課 人権担当主任 山口 沙也
事務局職員の職・氏名	地域振興課 主幹 中野 立士 地域振興課 人権担当主査 青木 一晃 地域振興課 人権担当主任 山口 沙也
その他会議出席者の職・氏名	なし

<p>会議次第</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 しらおか男女共同参画推進会議委員の委嘱書交付 3 市長挨拶 4 研 修 会 男女共同参画社会の実現に向けた国の動向や県の取組 講師 埼玉県人権・男女共同参画課 男女共同参画担当 佐藤 氏 5 しらおか男女共同参画推進会議会長・副会長の互選 6 議 題 白岡市男女共同参画推進条例の策定について 白岡市パートナーシップ宣誓制度の策定について 7 そ の 他 8 閉 会
<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ しらおか男女共同参画推進会議委員名簿 ・ 白岡市女性政策庁内推進会議委員名簿 ・ 資料 1 白岡市男女共同参画推進条例策定スケジュール ・ 資料 2 近隣市の条例比較表 ・ 資料 3 「白岡市パートナーシップ宣誓制度」について ・ 資料 4 白岡市パートナーシップ宣誓制度（仮称）策定スケジュール

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>1 開 会 地域振興課伊藤課長の進行により開会された。</p> <p>2 しらおか男女共同参画推進会議委員の委嘱書交付 代表して石原富子委員に市長から委嘱書が交付された。</p> <p>3 市長挨拶 市長から挨拶がなされた。</p> <p>4 研 修 会 男女共同参画社会の実現に向けた国の動向や県の取組 講 師 埼玉県人権・男女共同参画課 男女共同参画担当 佐藤 氏</p> <p>(休憩)</p> <p>5 しらおか男女共同参画推進会議会長・副会長の互選 会議設置要綱第5条第1項に基づき、会長、副会長の互選 を行います。 いかがでしょうか。どなたかご発言はありますか。</p>
伊藤課長	
A委員	事務局案はありますか。
伊藤課長	(事務局案発表)
	(拍手あり)
伊藤課長	ありがとうございました。それでは石原委員さん、小野寺 委員さん、よろしくお願ひいたします。 会長、副会長席に移動をお願いします。

	(会長・副会長着席)
伊藤課長	それではここで、会長、副会長にご挨拶をいただきます。 石原会長、一言お願いいたします。
石原会長	(挨拶)
伊藤課長	次に、小野寺副会長、一言お願いいたします。
小野寺副会長	(挨拶)
伊藤課長	ありがとうございました。 本会議は、市の公式な会議でございますことから、会議は原則公開となります。会議録及び会議資料は事務局が精査し、市公式ホームページにて公開します。発言者の表記につきましては、実名ではなく、A委員、B委員という表記で掲載いたしますので、御了承いただきたいと思います。
	6 議 題 それでは議題に入ります。 議題の進行について、会議設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。石原会長、議長をお願いいたします。
石原会長	議題、白岡市男女共同参画推進条例の策定について事務局から説明を求めます。
事務局(山口主任)	(説明)
石原会長	事務局からの説明が終了しました。質疑などがございましたらお願いいたします。

B委員	<p>近隣市の条例比較について、久喜市と幸手市を選んだ理由を伺いたいです。</p>
事務局(山口主任)	<p>まず、当市の条例が近隣自治体の条例と齟齬のないようにするため、近隣市の条例を比較することとしました。</p> <p>久喜市と幸手市を選んだ理由は、近隣で蓮田市・宮代町・杉戸町・伊奈町は条例を制定していないため、隣市で接点の多い久喜市と、市の規模が同じ程度の幸手市を選定しました。</p>
A委員	<p>確認なのですが、久喜市の条例も幸手市の条例も、埼玉県の条例がもとになっているのですよね。</p>
事務局(中野主幹)	<p>条例に関しましては、男女共同参画社会基本法の理念に基づきまして県が条例を制定し、その県条例を参考に県内の各自治体が条例を制定しています。</p>
C委員	<p>条例策定スケジュールの資料についてです。2月に「条例について市長決裁」とありますが、「条例案」の誤りでしょうか。「案」が抜けているかと思います。また、3月の交付日については、施行日を令和5年4月1日としているのでそちらになるかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局(山口主任)	<p>御指摘のとおり、2月は「条例案の市長決裁」、3月の交付日については誤りとなります。</p> <p>2月の「条例」の後に「案」をつけていただき、3月の交付日は二重線で削除というかたちで資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>大変申し訳ございませんでした。</p>
B委員	<p>相談窓口・苦情対応の部分で、市として将来的に課名が変わる可能性があるため窓口の課名については明記しないとのことでしたが、窓口課の名前を入れて「変更もあり得る」というような記載はできないでしょうか。相談したいかたが、窓口がわからないようになってしまわないかと気になりました。</p>

事務局(中野主幹)	<p>条例において担当課を明記している自治体もあります。</p> <p>その経緯としては、国の男女共同参画社会基本法という法律において男女共同参画社会の推進を行う事は内閣府が担当をするということが明記されており、それを参考に各自治体の条例でも担当課等の名前を明記する自治体が増えたのですが、明記について事務局内でも検討しましたところ、条例は議会の議決案件であり軽微な変更がすぐにできないような形になっています。ですので、規則や要綱など軽微な変更が可能なところに明記させていただきたいと考えております。</p>
事務局(伊藤課長)	<p>補足として申し上げます。</p> <p>市民の皆様は、なかなか普段条例というものを目にすることがないと思いますので、わかりやすくリーフレットのようなもので、しっかりと担当窓口は地域振興課であることをお示しする形で、周知をしていきたいと考えています。</p>
事務局(中野主幹)	<p>条例というものは、白岡市という地域で法律のような役目をするものになりますので、その手続きもしっかりと行わなければならないよう定められております。条例施行までの手続きといたしまして、案を作成した後、市長決裁を経て議会に上程し議決を得るような流れとなります。</p> <p>課名の変更については、現状、組織改正が頻繁に行われており、毎年のように課名や担当名が変わることがございます。</p> <p>そういった軽微な変更を、難しい手続きや時間をかけずフレキシブルに行えるよう、規則や要綱など内部の決裁のみで変更できるような形にしたいと考えております。</p> <p>先ほど伊藤課長が申し上げましたとおり、担当課につきましては、リーフレット等で皆様の目に届くようにお知らせをさせていただきたいと考えております。</p>
石原会長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、白岡市パートナーシップ宣誓制度の策定について事務局から説明を求めます。</p>

事務局(青木主査)	(説明)
石原会長	事務局からの説明が終了しました。質疑などがございましたらお願いいたします。 質疑がないようですので、全ての議題が終了しました。 議長の任を下り、事務局にお返しします。
伊藤課長	石原会長さんにおかれましては、スムーズな議事の進行、大変ありがとうございました。
伊藤課長	7 その他 続きまして次第の7、その他でございますが、事務局からお知らせがございます。
事務局(山口主任)	(事務連絡)
伊藤課長	以上をもちまして、令和4年度第1回しらおか男女共同参画推進会議・白岡市女性政策庁内推進会議合同会議及び研修会を終了させていただきます。
伊藤課長	8 閉会 閉会の言葉を、小野寺副会長にお願いいたします。
小野寺副会長	(閉会の言葉)
伊藤課長	大変お疲れ様でした。